「大学生期における消費者教育推進事業」に係る企画提案公募に対する質問への回答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | 仕様書(5.(1))で、①これまで学生向けに発信された募集方法はどのような形式でしたか。②これまで学生にオープンにされた仕組み（単位認定できる講座を受講することで養成講座に参加したものとみなすなど）はどのような内容でしたか。 | これまでの実績から、①講座の開催をホームページやチラシでオープンに募集する方法と、大学の講座と単位互換したものでした。②大学で指定された講座を受講することで、（消費者教育学生リーダー）養成講座を受講したものとみなす、という内容でした。 |
| 2 | １の回答で、①オープンに募集を行ったということだが、ホームページでの周知等、様々な手法があると思うが、中心となっている手法はどのようなものでしたか。 | これまでの本事業受託事業者のホームページ「産学協働人材育成機構AICEを活用した大学生による消費者教育の取組」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/>及び、大阪府消費生活センターホームページの「大学生期における消費者教育推進事業」<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/daigakusei/index.html>で掲載するとともに、受託事業者がチラシを大学へ送付して周知を行っていました。 |
| 3 | １の回答で、②大学の授業との単位互換を行ったとのことだが、受託事業者が替わっても、昨年度の単位互換の制度は引き継がれますか。今年度も昨年度と同じ大学で単位互換できませんか。 | 受託事業者において大学の授業との連携を実施されているため引き継がれるものではありません。また、大阪府として単位互換した大学を紹介するなどの関与は行いません。 |
| 4 | 仕様書(5.(1))、(5.(3))及び、(5.(4))に、　「リーダー会の状況等を踏まえ」と複数回記載がありますが、リーダー会の状況を踏まえるためには、現状と課題の把握が必要です。リーダー会のHPで把握できるのは現状の一部にとどまります。リーダー会の状況を把握するために以下について教えてほしい。①1期生から現在に至るまでの、構成メンバーの情報（個人情報ではなく、所属大学、学部、学年等）②単位認定できる講座名と提供している大学名③リーダー養成講座における学生の現状（H30年度の各回の参加者情報｟所属大学、学部、学年など｠含む）④ボランティア活動での、報告書にあたるもの。（リーダー会のＨＰ企業×学生交流会の報告書に準じる内容）⑤これまでのリーダー養成講座における現状の問題点や解決すべき課題　（特に令和元年度についてできるだけ具体的にお願いします）⑥これまでの企業×学生交流会における現状の問題点や解決すべき課題　（特に令和元年度についてできるだけ具体的にお願いします）⑦これまでのボランティア活動における現状の問題点や解決すべき課題　（特に令和元年度についてできるだけ具体的にお願いします） | ①本事業に参加した学生の情報について、一覧表等の掲載は行っていません。本事業の参加者情報については、大阪府消費生活センターのホームページ「大学生期における消費者教育推進事業」のリンクからご参照ください。<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/daigakusei/index.html>②「大阪府消費者教育学生リーダー会」（外部サイト）の「ボランティア活動」ページに、大学名が記載されていますのでご参照ください。<http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/volunteer.html>③～④「大阪府消費者教育学生リーダー会」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/index.html>、「産学協働人材育成機構AICEを活用した大学生による消費者教育の取組」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/>、及び大阪府消費生活センターホームページ　の「大学生における消費者教育推進事業」<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/daigakusei/index.html>をご参照ください。⑤仕様書(5.(1))で、課題を「（消費者教育学生リーダー）養成講座に参加する大学生の確保が難しい」として、解決策として応募者を確保するための有効な仕かけの提案を求めています。⑥～⑦仕様書(5.(3))「大学生による消費者教育・啓発に関するボランティア活動の支援」及び、仕様書(5.(4))「リーダー会による大学生間ネットワーク形成促進のための交流会等の支援」の事項を踏まえ、効果的な支援策の提案を求めています。　 |
| 5 | 仕様書(5.(2))の現在のリーダー会の構成大学(16大学)をどこで確認することができますか。 | 本事業に参加している大学の情報について、一覧表等の掲載はしていません。「大阪府消費者教育学生リーダー会」（外部サイト）の「企業×学生交流会」ページに、参加した大学生の大学名が記載されていますのでご参照ください。<http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/act.html> |
| 6 | 仕様書(5.(3))に「リーダー会の状況等を踏まえ、大学生が実施する消費者教育・啓発に関するボランティア活動のための効果的な支援策の提案を求める」とあるが、リーダー会の現状をどこで確認することができますか。 | 「大阪府消費者教育学生リーダー会」（外部サイト）をご参照ください。<http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/index.html> |
| 7 | 昨年度、単位互換を行った大学内で、すでに「講座は（消費者教育学生リーダー）養成講座と単位互換しており、受講すると大阪府消費者教育学生リーダーに認定される」等の広報をしていないか。その場合、今年度の受託事業者が当該大学と連携して（消費者教育学生リーダー）養成講座を実施しなければならないのか。 | 大阪府では、大学生にそのような広報をしているかどうかは関知していません。なお、「大阪府消費者教育学生リーダー」は、（消費者教育学生リーダー）養成講座の修了他、所定の条件を満たした大学生に、大阪府が認定を行います。 |
| 8 | 仕様書(5.(3))で、「消費者活動の地域におけるキーパーソンを紹介したり、手法に関するアドバイス行う等、様々な支援が考えられる」とあるが、例えばどのような人がキーパーソンと考えているのか。 | 昨年度までの実績から、商工会議所（青年会議所）と連携し「街興し」的なイベントを実施したことがありました。 |
| 9 | 仕様書(5.(3))に「大学生による消費者教育・啓発に関するボランティア活動の支援」とあるが、支援というのは、チラシの作成や、SNSを活用した発信等の具体的な啓発活動に繋げるまでを支援すればよいか。 | 大阪府が受託事業者に提案を求める支援とは、大学生の自主的・主体的な活動を、実現可能なものにするため、様々なアドバイスを行う等が考えられます。 |
| 10 | 仕様書(5.(3))に「新型コロナウイルス感染について未然・拡大防止のため消費者教育・啓発コンテンツを作成し、インターネット配信等によるボランティア活動の実施を想定しておくこと」とありますが、①「新型コロナウイルス感染について未然・拡大防止のため消費者教育・啓発コンテンツを作成し」とは、いわば「コロナ対策についての消費者教育用マニュアルの作成」ということか、あるいは、コロナ対策を念頭に全てのコンテンツを企画制作し、イベントやセミナー、出前講座等で実際に実施することができなかった場合でも、何らかの形で発信できる準備を整えるということか。 | 「新型コロナウイルス感染について未然・拡大防止のため消費者教育・啓発コンテンツを作成」とは、再度、新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請がなされた場合でも、本事業が可能な範囲で継続できるよう、消費者教育・啓発のコンテンツ等を作成してリモートで発信しボランティア活動を行うなど、緊急事態に備えたものを想定しています。 |
| 11 | 仕様書(5.(4))に「認定された大阪府消費者教育学生リーダー及び平成28年度に発足したリーダー会について、将来的には自立して行動し、受託者の支援がなくても自発的・継続的に活動が行われていくよう、また、リーダー会において先輩が後輩を育てるなどの人材育成の好循環のためにどのような仕掛けを作り、及びどのように運営していくか」とあります。①これは、今年度だけの課題ではなく、平成29年度以降継続して行われているものであろうと考えます。これまでの仕掛けづくりや運営の状況と課題についてできるだけ具体的に教えてほしい。 | 「大阪府消費者教育学生リーダー会」が将来的に自立して自発的・継続的に活動していくためには、登録者の活動状況を把握することが重要と考え、登録者間の情報交換等に必要な名簿の適宜更新について、提案を求めています。成果については「大阪府消費者教育学生リーダー会」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/index.html>及び「産学協働人材育成機構AICEを活用した大学生による消費者教育の取組」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/>をご参照ください。 |
| 12 | 「大学生期における消費者教育推進事業」のこれまでの成果を確認することはできますか。 | 大阪府消費生活センターホームページの「大学生期における消費者教育推進事業」<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/daigakusei/index.html>及び「大阪府消費者教育学生リーダー会」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/index.html>をご参照ください。 |
| 13 | 過去の受託事業者の事業報告書等を見ることはできますか。 | 「産学協働人材育成機構AICEを活用した大学生による消費者教育の取組」（外部サイト）をご参照ください。<http://www.aice-p.com/consumer/> |
| 14 | 仕様書(6)に「事業の実施は、オンライン上で行うなど、新型コロナウイルス感染について未然・拡大防止に配慮した方法で行う」とあるが、集合型での実施は難しいのか。オンラインでの開催も含めて検討したらよいのか、それともオンラインを中心とした開催を検討したらよいのか。 | 現状は、人数制限や3密を避ける対応等をすればセミナー形式での実施も可能です。オンライン上との併用も考えられます。ただし、緊急事態宣言発令中のような状況になれば、オンライン上を想定しておく必要があると考えます。 |
| 15 | これまでの状況と課題を把握するために、昨年度までの報告書がみられるURL等をお知らせください。 | 上記の回答と重複しますが、以下のホームページをご参照ください。・啓発大阪府消費生活センターホームページの「大学生期における消費者教育推進事業」<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/daigakusei/index.html> ・「産学協働人材育成機構AICEを活用した大学生による消費者教育の取組」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/>・「大阪府消費者教育学生リーダー会」（外部サイト）<http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/index.html> |